



シェイクハンド

第65号
R4.5

～静岡県訪問看護ステーション協議会便り～

なやみは半分、よろこび倍増

さあ みんなで手をつなごう!!

令和4年度診療報酬改定について

社会福祉法人聖隷福祉事業団 訪問看護ステーション細江
所長 尾田優美子

皆様こんにちは。

新型コロナウイルス対応も2年を超え、常時感染対応に気を配りながらお過ごしの日々と思います。

さて、令和4年度の診療報酬改定は+0.43%でした。改定にあたっての基本認識は「新興感染症等にも対応できる医療体制の構築など医療を取り巻く課題への対応」「健康寿命の延伸、人生100年時代に向けた『全世代型社会保障』の実現」「患者・国民に身近であって、安心・安全で質の高い医療の実現」「社会保障制度の安定性・持続性の確保、経済・財政との調和」とされています。基本的視点での訪問看護の位置づけは「新型コロナウイルス感染症等にも対応できる効率的・効果的で質の高い医療提供体制の構築」とされ基本的視点は「質の高い在宅医療・訪問看護の確保」とされました。今回の主な改定項目は次の13項目です。

1. 複数の訪問看護ステーションによる24時間対応体制の見直し

複数の訪問看護ステーションによる24時間対応体制加算を算定できる場合の要件について、「業務継続計画（BCP）を策定した上で、自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している場合」が追加。

2. 業務継続計画に向けた取り組み強化の推進

業務継続計画等の策定、研修・訓練の実施、見直しが義務化。2年の経過措置期間あり。

3. 機能強化型訪問看護ステーションの見直し

機能強化型訪問看護管理療養費1 12,530円 → 12,830円

機能強化型訪問看護管理療養費2 9,500円 → 9,800円

*機能強化型訪問看護管理療養費1・2には下記が追加。

- ・直近1年間に、人材育成のための研修を実施していること。
- ・直近1年間に、地域の保健医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対して、訪問看護に関する訪問提供又は相談に応じている実績があること。

*機能強化型訪問看護管理療養費1～3に下記が追加。

- ・専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい。

4. 医療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携強化

訪問看護ステーションの利用者に係る関係機関との連携をさらに推進する観点から、訪問看護情報提供



療養費の対象者及び情報提供先等を見直す。

イ) 訪問看護情報提供療養費 1 における情報提供先に指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を追加するとともに、対象となる利用者の範囲を見直す。

* 施設基準として、15歳未満の小児→18歳未満の児童を対象へ変更

ロ) 訪問看護情報提供療養費 2 について、情報提供先に高等学校等を追加し、対象となる利用者の年齢を引き上げるとともに、当該利用者に対する医療的ケアの実施方法等を変更した月に関しても算定可能とする。

* 施設基準として、15歳未満の小児→18歳未満の児童を対象へ変更

5. 訪問看護指示書の記載欄の見直し

訪問看護指示書の記載欄の見直し

訪問看護指示書の記載欄の見直し

➤ 医師の指示に基づき、医療的ニーズの高い利用者に対する理学療法士等による訪問看護が適切に提供されるよう、理学療法士等が訪問看護の一環として実施するリハビリテーションに係る訪問看護指示書の記載欄を見直す。

訪問看護指示書 (抜粋)
在宅患者訪問点滴注射指示書

現行

II 1. リハビリテーション
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて
1日あたり20・40・60・()分を週()回 (注: 介護保険の訪問看護を行う場合に記載)

2. 褥瘡の処置等
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
4. その他

↓

改定後

II 1. **理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護**
1日あたり()分を週()回

2. 褥瘡の処置等
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
4. その他

令和 3 年度の介護報酬改定において「理学療法士等が訪問看護の一環として実施するリハビリテーションの時間及び実施頻度等を訪問看護指示書に記載すること」とされたことを踏まえ、医療保険制度においても同様の対応を行うこととし、訪問看護指示書に当該事項に係る記載欄を設ける。

6. 専門性の高い看護師による同行訪問の見直し

質の高い訪問看護の提供を推進する観点から、専門性の高い看護師による同行訪問について、当該看護師が受講する褥瘡ケアに係る専門の研修に、特定行為研修修了者 (創傷管理関連)を追加する。

7. 専門性の高い看護師による訪問看護における専門的な管理の評価の新設

質の高い訪問看護のさらなる充実を図る観点から、専門性の高い看護師が、利用者の病態に応じた高度なケア及び管理を実施した場合について、新たな評価を行う。

(新) 専門管理加算 2,500円 (1月に1回)



*施設基準

- イ) 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が配置されていること。
- ロ) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号に規定する指定研修機関において、同項第1号に規定する特定行為のうち訪問看護において専門の管理を必要とするものに関する研修を修了した看護師が配置されていること。

8. 訪問看護における特定行為の手順書の交付に係る評価の新設（医師）

訪問看護ステーション等の看護師に対して、医師が特定行為の実施に係る手順書を交付した場合の評価を新設する。（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る）

（新）手順書加算 150点（6月に1回）

9. 退院日のターミナルケアの見直し

訪問看護ターミナルケア療養費の算定要件において、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上実施することとされている訪問看護について、退院日の退院支援指導を含めて判断できることにする。

* 1回を退院支援指導加算とする場合は、退院日にターミナルケアに係る療養上必要な指導を行っていること。

10. 複数名訪問看護加算の見直し

複数名訪問看護加算（複数名訪問看護・指導加算）における看護補助者が同行する場合の加算について、看護師等が同行する場合も算定可能とする。

11. 医療的ニーズの高い利用者の退院支援の見直し

（新）退院支援指導加算に長時間を要する場合の加算が追加 8,400円

退院日に看護師等が長時間の退院支援指導を行った場合の評価を新設する。

別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するものに対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行った場合に算定。

12. 同一建物居住者に対する訪問看護に係る評価区分の見直し

訪問看護において同一建物内の利用者の人数に応じた評価区分を設けている加算について、同じ金額の評価区分を統合する。

13. ICTを活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設

医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での見取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合の評価として、訪問看護ターミナルケア療養費に遠隔死亡診断補助加算を新設する。

（新）遠隔死亡診断補助加算 1,500円

以上が、令和4年度診療報酬改定の訪問看護に係る内容です。

引用資料

令和4年度診療報酬改定の概要在宅（在宅医療、訪問看護）厚生労働省保険局医療課

令和4年3月4日版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000906916.pdf>



ステーション紹介

東部 訪問看護ステーションエム

渥美 まり子

こんにちは、訪問看護ステーションエムです。当ステーションは、清水町の薬袋内科クリニック内にあります。2011年9月、みなし訪問看護でスタートし、2014年2月に訪問看護ステーションエムとなり、現在に至ります。当ステーションは法人の「自分の住み慣れた町でずっと生活するために、病気の予防・治療・介護を切れ間なく提供する」という経営理念のもと、クリニック、居宅介護支援センター、通所リハビリ、訪問リハビリ、メディカルフィットネスと連携しながら、地域での活動を行っています。

利用者・家族から「困った時に連絡するとすぐに対応してくれて安心して過ごせます」「新しい治療をすすめられた時に迷ったが、訪問看護師さんが居てくれたおかげで決断ができた」「最期まで家で過ごしたいと希望しており、訪問看護師さんのおかげで家で看取ることが出来て良かった」など、嬉しい言葉かけをいただき、その言葉で私たちも更に寄り添う気持ちがうまれます。訪問看護という素敵な仕事をしている事、利用者・家族からも支えられている事を実感しています。職場は明るく、困った時はお互いさまの気持ちで、気遣い、助け合いながらチームワーク良く働いています。最近では若いスタッフが入



職し、経験豊富なスタッフ達に、日々挑戦するパワーを与えてくれています。

母体のクリニックが循環器科という事もあり、近隣病院から心不全末期のターミナルケアの依頼も増えています。心不全パンデミックが予想される中、地域での役割も一層増していくと思われまます。住み慣れた町で最期まで過ごす事ができるように、地域に根差した看護を提供できるよう、今後も日々努力していきたいと思っています。

次は「訪問看護ステーションゆらくす」さんです。

中部 訪問看護ステーションスマイルリラ

石井 佐和



こんにちは。静岡市葵区長沼にある訪問看護ステーションスマイルリラです。平成17年に溝口病院の訪問看護が始まり、平成28年4月に訪問看護ステーションとして独立しました。平成30年には葵区新伝馬にサテライトへいわが開設されました。

スマイルリラは溝口病院の一角にありますが、溝口病院だけでなく、他の病院やクリニックからの依頼にも応じています。また、地域包括支援センターやケアマネジャーなど、本人・家族の関係者からご相談いただくこともあります。



訪問可能な範囲はスマイルリラから車で片道約30分で、実際に西は丸子や用宗、東は三保の辺りまで訪問しています。開所日時は平日の8:30~17:15までです。

利用者の主傷病名は統合失調症が半数以上で、近年は発達障害や認知症も増えてきています。また、複数の障害が重複しているケースも多くみられます。年齢は20~80代と幅広く、利用している社会資源も多種多様です。

スタッフは非常勤も含め、看護師7名、作業療法士5名、精神保健福祉士1名です。基本的に職種が異なる2人で1チームを組み、1日6チームがそれぞれ4~5件訪問しています。

当ステーションは精神科に特化しており、『住み慣れた地域でその人らしく、自由に生き生きと生活し

ていくことを支え、見守り、共に考え続けます』という理念のもとに活動しています。訪問看護で実施している内容は疾病管理、服薬管理、環境整備、創作活動、リラクゼーション、リハビリテーション、社会資源利用の支援など多岐にわたります。

利用者の生活全般を支援する中で、様々な課題に直面することになりますが、その都度、事業所内で相談したり、関係機関と連携したりして問題解決をはかっています。社会資源の選択肢は広がってきているものの、利用者のペースに合わせた対応が求められるため、ケースを動かすことはなかなか一筋縄ではいきません。しかし、ここは焦らず、これからも利用者と共に歩んでいきたいと思えます。

次は「つどいのおか訪問看護ステーション」さんです。

西部 訪問看護ステーション和合

伊藤 桂子

はじめまして、磐田市豊浜にあります訪問看護ステーション和合です。当ステーションは平成29年に開設し、令和4年5月にて6年目を迎えます。現在職員は看護師4名で、利用者・家族が安心して自宅で生活を送れるように努めております。

当法人は「住み慣れた地域・自宅で、そのひとらしく、最期まで安心して暮らし続けられる関わり」を理念に、平成21年にデイサービス和合を開設しました。デイサービスの利用者に関わる中で、病状の進行や老衰などでデイサービスに通うことが出来なくな



った時、最期まで関わりたいとの思いで訪問看護を設立しました。

デイサービス・訪問看護がひとつのチームになり、お互いに協力・連携を図りながら利用者・家族と関わっています。訪問看護での関わりを

デイサービスに繋げ、デイサービスでの関わりを訪問看護に繋げ介護・看護をしています。

訪問看護では、毎日訪問する利用者の情報共有を行ない、どのように関わるのが良いのかとカンファレンスを行なっています。1回1回の訪問を大切に、利用者・家族より「訪問してもらって良かった。安心出来る。」と思っただけのように取り組んでおります。

①利用者も家族も安心できる関わり。

現在の関わりで、何でも話しやすい雰囲気や相談出来る関係が出来ているかを考えながら日々訪問しています。

②家族が安心して介護を続けられるように、家族の支援・サポートが出来る関わり。

介護の中心である家族が安心できるように、支援やサポートが出来るように関わっています。

③主治医・ケアマネジャー・事業所間の連携。

利用者の病状や気持ち・家族の介護状況や気持ちを情報共有し、早期対応し安心して過ごせるように努めています。

これからも、感謝の気持ちと笑顔を大切に訪問看護に努めて参ります。

次は「訪問看護ステーション北斗わかば」さんです。



訪問看護利用者満足度調査について

事務局

鈴木 恵子

令和3年度に実施しました「訪問看護利用者満足度調査」の概要と結果についてご報告します。

この調査は、平成29年度に調査を開始し、その後隔年で実施し、今回が3回目の調査でした。

調査期間は、令和3年7月1日～令和3年7月31日で、静岡県内の訪問看護利用者全員を対象に、①訪問看護サービスの満足度 ②訪問看護師からの暴言・暴力 ③訪問看護への意見・要望について実施しました。

評価は、満足：4、ほぼ満足：3、やや不満：2、不満：1の4段階で点数化しています。

調査方法は、①協議会宛の返信用封筒に調査票を入れて、各訪問看護ステーションへ利用者分を発送。②各ステーションは、訪問の際に調査票を利用者に手渡す。③利用者は、調査票に評価を記載のうえ、無記名で協議会へ直接郵送するようにしています。

調査対象の訪問看護ステーション数は、平成元年度の調査時より32ヶ所増え249ヶ所でした。各訪問看護ステーションへの発送枚数は、令和2年度の実態調査の利用者数を参考に21,560枚で、前回調査より3,153枚多くなりました。有効回収数は、9,985枚（回収率：60.6%）でした。

回答者は、家族が最も多く、4,267人（42.7%）でした。

訪問看護サービスについての結果は、全ての項目で令和元年度調査より「満足」の平均値は改善しています。平均値が最も高いのは前回と同様「利用者や家族に対する言葉遣いや態度」でした。平均値が最も低いのは、前回と同様「看護師等が代わっても同じケアが受けられる」でした。次いで平均値が低いのは、「職員間での伝達」、「サービスについての事前説明」、「身体の状態や病状の説明」の順で、この

順位は前回調査と同様の結果でした。（表1）

ご協力頂いた利用者へは、調査時と同様の方法で、苦情や要望の他に訪問看護への感謝の言葉を記載した集計結果を報告しています。

回収した9,985票のうち3,710票（37.2%）に記述があり、多くは感謝の言葉など訪問看護を利用して良かったという内容です。しかし、407票（11.0%）と少ない数ですが、苦情や要望がありました。

寄せられた苦情・要望と満足の記述から抜粋して紹介します。

「暴言暴力がある」と回答された方は、72人（0.7%）で、45人の記述がありました。内容は「利用者をバカにするような言動をとられたことがある」「心遣い・思いやりのない発言」「決めつけた言葉」等、言葉や態度に関係するものが殆どでした。

「訪問時間に関して」は、「毎回遅れる」「1時間の契約なのに、45分弱は納得できない」「時間の変更が多い」等の苦情がありましたが、「時間を必ず守って頂けることに満足」という記述もありました。

「いつでも連絡がつき、相談にのってくれる」は、「連絡がつき相談には乗ってくれるが親身さが感じられず、面倒くさいという印象で、結果不安は軽減しない」「日中連絡がつかない。いつでも連絡がつく対応をお願いしたい」等の不満の記述がありました。一方「緊急時に何度も助けて頂き、家族皆が信頼している。道路が渋滞した時には、途中から走って家に来てくれて、とても感動した」という満足の記述もありました。

「利用者や家族に対しての言葉遣いや態度」は「言葉遣いや態度が強めで、上から目線で言われる」「看護師の態度が冷たく、ぶっきらぼうな対応にいやな気持ちになった」等の不満の記述がありましたが、「言葉遣い・挨拶などいつも丁寧。すばらしい」「親切、



言葉遣いがきれい」等の満足の記述もありました。

「サービスについての事前説明」については、「サービスの内容が、どこからどこまでして頂けるのか説明が十分でない」「何をお願いできるか今一つわからない」「時間外であっても対応してもらえる点が有難く、心強い。ただし、そういった利用ができるということを実際に困って連絡するまでは知らなかった」等の記述があり、訪問看護のサービス内容についての説明が不足していることがわかりました。「事前説明」「病状説明」など、繰り返し丁寧な説明が求められています。

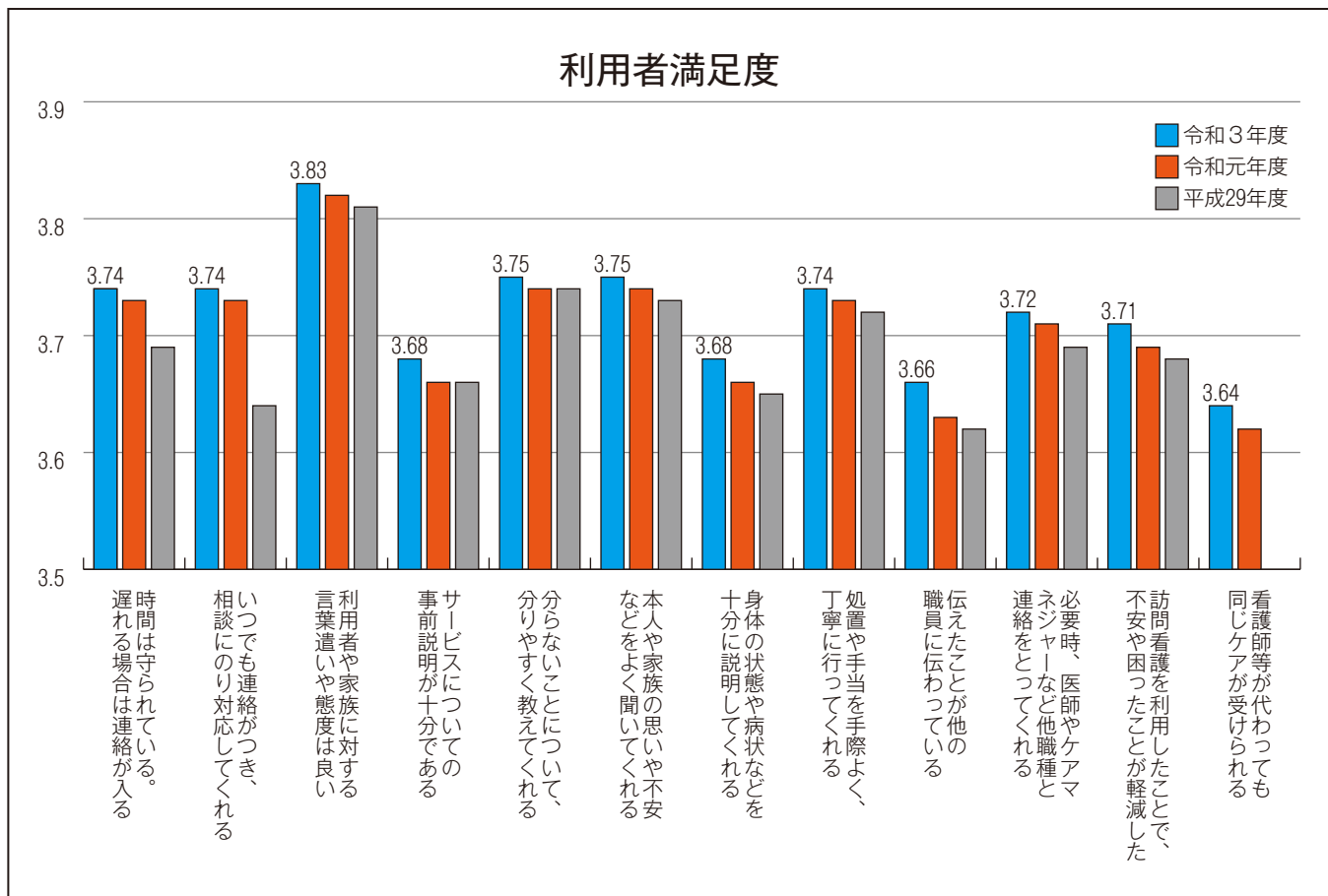
「その他」として、「コロナで大変だった時も対応して頂き、感謝している。大変な時こそ、訪看の有難さが身に染みた」「コロナになり、なお一層健康チェックをしっかりしてくれるので助かる」など、新型コロナウイルス感染拡大の中での訪問看護師の対応に感謝する記述がありました。

最後に、在宅ではできなかった褥瘡が入院中にで

き、病院では治癒しないと言われたが、在宅に戻ってきて治癒したという感謝の記述をご紹介します。「家族との食い違いで施設か在宅か揉めたが、在宅を選んで本当に良かった。5年近くがたつが本当に手厚い看護をして頂いている。体調を崩し1か月ほど入院したが、在宅でもできなかった床ずれができて帰ってきた。えぐれていて、液も出ていてショックで絶望的になったが、訪看が毎日ケアしてくれ1週間経つと小さくなり、1か月经たずに何もなかったかの状態にしてくれた。入院していた病院の説明では、栄養状態が悪いので良くならないと言われたのに本当にすごいと思った。訪看さんのお陰で、在宅で看ることもでき、母も良い環境で療養できるので有難い」

利用者の皆様からの寄せられた苦情や要望と感謝の言葉は、訪問看護師にとって貴重な振り返りの機会であり、励みになっています。真摯に受け止め、訪問看護の質の向上に努めてまいります。

表1



**事務局より**

令和2年度より通常のカ開催を見合わせておりました総会・研究会ですが、本年度は下記の日程で開催いたします。足をお運びいただき、久しぶりにお目にかかれることを期待しております。

なお、5月27日(金)までに出欠のご返答および欠席の場合は委任状のご提出(郵送)をお願いいたします。

◆令和4年度総会・研究会

日時：令和4年6月25日(土) 14:40～17:30

場所：静岡県総合研修所もくせい会館 富士ホール

静岡市葵区鷹匠3-6-1 TEL 054-245-1595

【総会】14:40～15:50

【研究会】16:00～17:30

テーマ：「訪問看護管理者育成プログラム活用方法について」

講師：松井 順子氏(公益社団法人静岡県看護協会 常務理事・

一般社団法人静岡県訪問看護ステーション協議会 監事)

※「訪問看護管理者育成プログラム」を必ずご持参ください。

●新任訪問看護師等育成研修は、令和4年5月2日～令和5年2月28日の期間で随時行っています。受講料は無料ですので積極的に活用し、他の事業所での実践訪問を通して訪問看護に必要な基礎知識を学んでください。ご希望の方は協議会までお問い合わせください。

●今年度は2年に一度行っている「訪問看護ステーション実態調査」を実施します。より精度の高い調査にするため、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

●「訪問看護活用ガイド」2022年版を刊行予定です。実務に即した利用頻度の高いガイドブックとして好評を得ている活用ガイドです。会員・関係機関のみなさまにはできあがり次第お送りいたしますのでご活用ください。

編集後記

際限がないコロナとの「たちごっこ」
負けられない戦いを
乗り越えましょう。

**シェイクハンドNo.65**

2022年5月発行

発行所 一般社団法人 静岡県訪問看護ステーション協議会
〒420-0839
静岡市葵区鷹匠3丁目6番3号
静岡県医師会館4階
Tel 054-297-3311
Fax 054-297-3312
e-mail sizuokahoumonst@cy.tnc.ne.jp

発行人 渡邊 昌子
編集者 木原 裕美(医療法人社団 静岡健生会) 東部
金丸 純子(ハートピアの森リハビリ訪問看護ステーション) 中部
大村美紀子(訪問看護ステーション天竜) 西部